

事前相談

- 1 事前相談の目的

設置者の大店立地法に係る手続が適切かつ円滑に進められるとともに、関係する他の手続と並行的に処理を進めることができるよう、任意に事前相談を求めるものである。

- 2 事前相談を行う届出

次に掲げる場合には、事前相談を行うものとする。

大規模小売店舗を新設する場合（法第5条第1項の届出）

施設等に関する届出事項変更の場合（法第6条第2項の届出）

経過措置に係る変更の場合（法附則第5条第1項の届出）

- 3 事前相談の方法等

事前相談の方法等は、別表1によるものとする。

- 4 他の法令に係る手続

大規模小売店舗の設置に当たっては、他の法令等により申請、届出等が必要な事項が発生することが予想されるので、関係機関に対してそれらの手続を並行的に行うよう努めること。

新設に関する届出（法第5条関係）

- 1 「新設」の意味

新設とは、建物の新築、増築の有無を問わず、店舗面積が1,000㎡を超える場合をいう。

よって、全く新しい建物を建設して店舗面積が1,000㎡を超える場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、1,000㎡を超える場合及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超える場合を含む。

- 2 届出の方法等

届出の方法等は、別表1によるものとする。

- 3 図面の作成

別添資料「添付図面について」により作成すること。

変更の届出（法第6条関係）

- 1 届出の方法等

届出の方法等は、別表1によるものとする。

- 2 軽微変更

(1) 軽微変更とは

軽微変更とは、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比べて変化しないと県が認めるものである。

県の承認が得られれば、変更届出を提出後すぐに、当該届出を行うことができる。

(2) 申請の方法等

申請の方法等は別表 1 によるものとする。

- 3 届出を要しない事項

大店立地法による届出を要しない場合は、次のとおりである。

一時的な変更

通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更。

(例)ア) 事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更

イ) 特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更

ウ) 店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等

大規模小売店舗を新設する日の繰下げ

大規模小売店舗内の店舗面積の合計の減少

大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加で、基礎面積に 1,000㎡又は基礎面積の 1 割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの

(基礎面積： 法第 5 条第 1 項若しくは法第 6 条第 2 項により届出済みの店舗面積の合計)

駐車場又は駐輪場の収容台数の増加

荷さばき施設の面積の増加

廃棄物等の保管施設の容量の増加

大規模小売店舗内の小売業者の開店時刻繰下げ又は閉店時刻繰上げ

説明会の開催（法第 7 条関係）

- 1 開催回数、場所等

届出者は、説明会の開催回数、日時、及び場所等について、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「当該市町村」という。）及び県の意見を聴くものとする。

なお、開催回数については、当該市町村の意見を聴いたうえで、県が書面により届出者に通知する（回数は 3 回が上限）。

- 2 説明会開催計画書の提出

提出方法等は、別表 1 によるものとする。

- 3 届出者による説明会開催の公告

公告の時期

説明会開催予定日の 1 週間前まで。

公告の内容

(ア) 説明会の開催日時及び場所

(イ) 次の事項及びその内容

(変更届出の場合にあっては下記) ~) のうち変更する事項及びその内容)

) 大規模小売店舗の名称及び所在地

) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

) 大規模小売店舗の新設をする日

) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(ウ) 大規模小売店舗の所在地及び説明会の開催場所の案内図

(下記 の(ア)による公告の方法による場合は、可能な限り記載することとする。)

(エ) 留意事項

-) わかりやすいものとなるよう大きさ、色、デザイン等を考慮すること。
-) 販売チラシ等と同じチラシを使用する場合は、概ねチラシの1/4以上を説明会の公告にあてること。
-) 問合せ先等を明確にすること。

公告の区域

原則として、大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1 km以内の区域を全て含む区域。

公告の方法

次の(ア)又は(イ)((イ)の場合は)及び)~)のいずれか一つ)による。

- (ア) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙であって、上記の区域における購読部数が上位5紙のもの全てに掲載
- (イ)) 出店等予定地内への掲示板の設置(説明会終了までの期間)
-) 上記(ア)の日刊新聞紙によるチラシの折り込み
-) 直接全世帯、事務所その他の団体等へのチラシ(通知)配布
-) その他公告内容が確実に周知できる方法

(注) 上記による公告が不可能な場合には、県公報登載依頼書(運用要項様式第9号)を県商工振興金融課へ提出して県へ公告を依頼することができる。提出部数等は別表1のとおり。

- 4 説明会開催の省略

店舗面積、施設の配置又は施設の運営方法に関する事項の変更の場合であって、軽微変更等、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと想定される場合は、当該届出の1ヶ月前に掲示による説明会申出書(運用要項様式第10号)を県商工振興金融課へ提出して説明会の開催を省略し掲示をもって説明会に代えることを申出することができる。提出部数等は別表1のとおり。

説明会の開催を省略し掲示による説明会が承認された場合は、説明会開催に代えて、大規模小売店舗が立地する敷地の見やすい場所に、当該届出の縦覧期間の間、届出等の要旨を掲示することとなる。

- 5 説明会の配布資料

届出及び添付書類の内容又は概要

- 6 説明会開催不能の場合の措置

説明会が開催できない場合とは、次に掲げる事由であって県が認めるものである。

- (ア) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- (イ) 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

上記の認定を受けようとするときは、説明会開催不能申出書(運用要項様式第11号)を県商工振興金融課に提出すること。提出部数等は別表1のとおり。

説明会開催不能の場合の届出等の内容の周知

説明会開催が不能な場合の周知は、次の(ア)から(ウ)のうちいずれか((ウ)の場合は)及び)~)のいずれか一つ)により行うものとする。

- (ア) 当該市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載
- (イ) 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載(掲載する日刊新聞紙は、原則として、大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1 km以内の区域を全て含

む区域における購読部数上位5紙のもの全てとする。)

- (ウ)) 出店等予定地内への掲示板の設置
-) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙であって、原則として、大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1km以内の区域を全て含む区域における購読部数が上位5紙全ての日刊新聞紙に掲載
-) 上記) の日刊新聞紙によるチラシの折り込み
-) 原則として、大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1km以内の区域を全て含む区域への直接全世帯、事務所その他の団体等へのチラシ(通知)配布

- 7 説明会等実施状況報告

届出者は、説明会開催後10日以内に、説明会が開催できなかった場合は代替措置の実施後10日以内に、説明会等実施状況報告書(運用要項様式第12号)を県商工振興金融課及び当該市町村へ提出するものとする。提出部数等は別表1のとおり。

県の意見、県の勧告及び承継に関する届出 (法第8条、第9条、第11条関係)

- 1 県の意見に対する届出等(法第8条第7項)

この届出(又は通知)は、届出者が、県から述べられた意見を踏まえた対応を行うための既出の届出内容の変更届出(又は変更しない旨の通知)であり、届出者は次の点に留意すること。

意見が通知された日から1ヶ月以内に届出(又は通知)を行うものとする。

添付書類は、変更に係る部分のみを提出すること。

県の意見の通知日から1ヶ月以内に届出(又は通知)を行うことができない場合は、変更届出遅延理由書(運用要項様式第15号)を県商工振興金融課へ提出するものとする。提出部数等は別表1のとおり。

- 2 県の勧告に対する届出等(法第9条第4項)

この届出は、届出者が、県から受けた勧告を踏まえた対応を行うための既出の届出内容の変更届出であり、届出者は、次の点に留意すること。

勧告が行われた日から1ヶ月以内に届出を行うものとする。

添付書類は、変更に係る部分のみを提出すること。

県の勧告が行われた日から1ヶ月以内に届出を行うことができない場合は、変更届出遅延理由書(運用要項様式第15号)を県商工振興金融課へ提出するものとする。提出部数等は別表1のとおり。

- 3 承継の届出(法第11条第3項)

この届出は、大規模小売店舗の新設等の届出者から当該店舗を譲り受けた者による、当該届出をした者の地位を承継した旨の届出であり、届出者は、次の点に留意すること。

「承継」とは、いわゆる承継のうち、届出に係る大規模小売店舗の譲渡、自然人における相続及び法人における合併(新設合併及び吸収合併)の場合であること。

承継後遅滞なく県商工振興金融課へ届出を行うものとする。提出部数等は別表1のとおり。

添付書類は、大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を提出すること。

別表 1

大店立地法に係る届出一覧

		届出が必要な事項	届出書類	添付(提出)書類	提出時期	提出部数	根拠法令	事前相談	
事前相談		(1)新設の届出(2)、法第6条第2項の変更の届出(5)~(14))又は経過措置に係る変更の届出(22))をする場合	-	運用要項様式第1号	新設又は変更届出提出の1ヶ月前まで	7	要項第3条	-	
新設		(2)大規模小売店舗を新設する場合 (増床して店舗面積の合計が1,000㎡を超える場合を含む)	様式第1	運用要項様式第2~6号	開店8ヶ月前まで	10	法5条1項	必要	
届出事項の変更	名称等	(3)大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	様式第2	運用要項様式第2号	変更後遅滞なく	4	法6条1項	不要	
		(4)大規模小売店舗設置者及び当該大規模小売店舗の小売業者の氏名(名称)住所、代表者等の変更	"	運用要項様式第2号					
	開店増床	(5)大規模小売店舗を新設する日の繰上げ	様式第3	(添付書類なし)	変更8ヶ月前まで	10	法6条2項	必要	
		(6)大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基礎面積(注1)の1割又は1,000㎡のいずれか小さい面積を超えて増加させる場合	"	運用要項様式第2~6号					
		(7)駐車場の位置の変更又は収容台数の減	"	運用要項様式第2、3号					
		(8)駐輪場の位置の変更又は収容台数の減	"	"					
	施設配	(9)荷さばき施設の位置の変更又は面積の減	"	運用要項様式第2~4号	変更前	10	法6条2項	必要	
		(10)廃棄物等の保管施設の位置又は容量の減	"	運用要項様式第2、5号					
	営業	(11)小売業者の開店時刻繰上げ又は閉店時刻繰下げ	"	運用要項様式第2~4号	変更前	10	法6条2項	必要	
		(12)来客が駐車場を利用可能な時間帯の変更	"	"					
		(13)駐車場の自動車出入口の数又は位置の変更	"	"					
		(14)荷さばき施設における荷さばき可能な時間帯の変更	"	"					
	廃止		(15)大規模小売店舗の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合	様式第4	(添付書類なし)	変更前	1	法6条5項	不要
	軽微		(16)店舗に附属する施設の位置の変更で軽微変更適用を申出する場合	-	運用要項様式第7号	変更届出1ヶ月前まで	1	要項第6条	必要(注2)
県意見等への対応	(17)県の意見が述べられた場合	様式第5 又は通知	運用要項様式第2~6号 のうち変更に係るもの	新增設の2ヶ月以上前で、 県意見通知後1ヶ月以内	10	法8条7項	不要		
	(18)上記届出の提出が遅れる場合	-	運用要項様式15	"	1	要項第15条	"		
	(19)県の勧告を受けた場合	様式第6	運用要項様式第2~6号 のうち変更に係るもの	県勧告通知後1ヶ月以内	10	法9条4項	"		
	(20)上記届出の提出が遅れる場合	-	運用要項様式第15号	"	1	要項第16条	"		

	届出が必要な事項	届出書類	添付(提出)書類	提出時期	提出部数	根拠法令	事前相談
承継	(21)大規模小売店舗を承継した場合	様式第7	大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類	承継後遅滞なく	1	法11条3項	〃
経過措置	(22)立地法による届出をしていない大規模小売店舗が、立地法施行後、最初に行う変更の場合	様式第8	運用要項様式第2～6号のうち変更に係るもの	変更8ヶ月前まで (施設運営の変更は変更前)	10	法附則5条1項	必要
説明会	(23)説明会の開催計画書を提出する場合	-	運用要項様式第8号	説明会開催1週間前	1(注3)	要項第7条	不要
	(24)説明会の公告を行うことができない場合	-	運用要項様式第9号	説明会開催25日以上前	1	要項第8条	〃
	(25)説明会開催の省略を申出する場合	-	運用要項様式第10号	変更届出提出1ヶ月前	1	要項第9条	必要(注2)
	(26)説明会が開催不能の場合	-	運用要項様式第11号	不能事由発生後10日以内	1	要項第11条	不要
	(27)説明会を開催した場合	-	運用要項様式第12号	説明会開催後10日以内	1(注3)	要項第12条	〃
	(28)説明会開催不能の認定を受け代替措置を実施した場合	-	運用要項様式第12号	代替措置実施後10日以内	1(注3)	要項第11条	〃
市町村等の意見	(29)届出に対し市町村が意見を述べる場合	-	運用要項様式第13号	届出書縦覧の終了日まで	1	要項第13条	〃
	(30)届出に対し住民等が意見を述べる場合	-	運用要項様式第14号	届出書縦覧の終了日まで	1	要項第13条	〃
取下	(31)届出を取り下げる場合	-	運用要項様式第16号	-	1	要項第21条	〃
報告	(32)県から求められた報告を行う場合	-	運用要項様式第17号	県が指定した日まで	1	要項第22条	〃

1. 提出先は県商工振興金融課

2. 増床の場合は、店舗面積の増加部分のみに係る事項についての届出でよい。

(注1)「基礎面積」：第5条第1項若しくは第6条第2項により届出済みの店舗面積の合計。

(注2)(16)(軽微変更申出書)及び(25)(掲示による説明会申出書)は法第6条2項による変更申請の事前相談の際に提出すること。

(注3)当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村へも1部提出すること。

別添資料 「添付図面について」

- ・届出書・添付書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載するものとする。
- ・ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としてもよい。
- ・図面には必ず縮尺・方位を明記すること。(2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一すること)

提出図面の種類	左の図面と併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 (縮尺：1/25,000以上) 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面	(1) 経路に関する図面	
	広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店地の周囲3 km ~ 5 km程度の範囲を含むもの ・ 周辺道路の状況がわかるもの
2 周辺見取図 (縮尺：1/ 2,500以上) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲がわかる図面	(1) 経路に関する図面	
	来客自動車の案内経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺(出店地から半径1 km程度)の道路の状況 道路幅員 / 交通規制 / 歩道の有無 / 横断歩道 ・ 歩道橋の位置現況 / 歩道・車道が明確に区分されていない通学路の有無と位置 / バス路線の有無と位置 / 徒歩による買物客の経路 ・ 自動車の案内経路の表示(入場・出場両方を記載) 来客自動車の案内経路 / 小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路搬出入車両の運行経路 / 経路案内表示(看板等)の設置場所 / 交通整理員の配置
	交通量調査の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の平日・日曜それぞれの交通量調査の結果(調査交差点の位置を図示)
	交通量予測の結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店後の周辺道路の交通量の予測の結果 ・ 利用者層を異にする複合施設の利用者の交通量の予測の結果(予測した交差点の位置を図示)
	歩行者通路図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺の一般買物客の通行経路
廃棄物運搬車両の運行経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両の運行予定経路 	
3 建物配置図 (縮尺：1/500以上) 店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場等の配置がわかる図面	(1) 駐車場計画に関する図面	
	駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の配置(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること) ・ 駐車区画の配置(寸法入り) ・ 駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・ 駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員(複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること) ・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・ 交通整理員の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置(設ける予定のある場合のみ) (複数ある場合は番号を記載して区別すること)
	搬出入車両の駐車に関する図等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出入車両の駐車スペース ・ 搬出入待ちの車両の駐車スペース ・ バス、タクシー駐車スペース
	(2) 駐輪場の計画に関する図面	
	駐輪場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の配置 ・ 駐輪場出入口 ・ 駐輪区画の配置(寸法入り) ・ 駐輪場への自転車の経路 ・ 駐輪場案内表示の位置
	(3) 荷さばき施設の計画に関する図面	
搬出入車両の出入口等配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設及びその出入口の位置 ・ 出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院等) ・ 出入口が接する道路の位置、幅員 	

提出図面の種類	左の図面と併用可能な図面の種類	記載項目等
	(4) 騒音発生源となる施設設備の配置図	
	騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> 各施設設備の配置、寸法 冷却塔、室外機、送風機、給排気口、拡声器等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等 騒音予測地点 遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置(寸法入) 各施設設備付近の建物現況(住宅、学校、病院等)
	(5) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	廃棄物等保管施設の配置図	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設の位置及び隣接地の建物現況(住宅、学校、病院等)
	廃棄物処理施設の配置図(食品加工場等)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設、食品加工場等の位置(敷地内処理を行う場合又は食品加工場がある場合)
	廃棄物運搬車両運行経路	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内における運行経路
	(6) 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	歩行者通路図面	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の歩行者通路
	夜間照明等の配置図	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	(7) 景観への配慮に関する図面(特記すべき事項があればその内容を示す図面)	
(8) 街並みづくり等への配慮		
敷地内の緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内植栽等の位置 	
屋外照明灯・広告塔照明灯	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明灯、広告塔照明灯の位置 	
<p>4 各階平面図 (縮尺： 1/ 500以上)</p> <p>各業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図</p>	(1) 駐車場計画に関する図面	
駐車場各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> 間取り・駐車区画等の寸法 駐車場内外の自動車の通路・幅員 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 	
(2) 荷さばき施設の計画に関する図面		
荷さばき施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの広さ、搬出入車両待機スペースの大きさ 想定される車の大きさと同時作業可能な台数 	
(3) 廃棄物等保管施設に関する図面		
廃棄物保管施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等 リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等 	
<p>5 騒音予測に関する図面</p>	(1) 騒音発生源・遮音壁等の立面図 <ul style="list-style-type: none"> 騒音予測に必要とされる高さ等がわかる図面 	
(2) 建物構造がわかる図面【騒音発生源が屋内に設置されている場合に添付】 <ul style="list-style-type: none"> 当該建物の壁面等の材質構造がわかる図面 当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置がわかる図面 		
6 用途地域指定図	敷地及び周辺の用途指定がわかる図面	
7 建物完成予想図	街並みづくり等への配慮に関する図面(可能であれば、着色の建物完成予想図)	